

第31号（令和2年3月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横浜市報</h1>	発行所
	横浜市役所
	横浜市中区港町1丁目1番地

目 次

頁

【規則】

△	市の事務所の位置に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則【総務局管理課】	5
△	横浜市職員衛生管理規則の一部を改正する規則【総務局職員健康課】	6
△	横浜市保育所条例施行規則の一部を改正する規則【こども青少年局保育・教育運営課】	8
△	横浜市福祉授産所条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害支援課】	9
△	横浜市知的障害者生活介護型施設条例施行規則の一部を改正する規則【健康福祉局障害支援課】	10
△	横浜市生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則【環境創造局大気・音環境課】	11
△	浄化槽法施行細則の一部を改正する規則【資源循環局一般廃棄物対策課】	14
△	横浜市営住宅入居者選考審議会規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	15
△	横浜市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則【建築局市営住宅課】	16
△	横浜市土地区画整理事業清算金徴収交付事務取扱規則の一部を改正する規則【都市整備局市街地整備調整課】	22
△	横浜市自転車等の放置防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則【道路局交通安全・自転車政策課】	25
△	横浜市消防局組織規則の一部を改正する規則【消防局企画課】	26
△	難病の患者に対する医療等に関する法律施行細則を廃止する規則【健康福祉局保健事業課】	28

【告示】

△	個人の市民税に関する申告期限の延長【財政局税制課】	29
△	公印の新調【総務局行政・情報マネジメント課】	30
△	横浜市国民健康保険料収納事務の委託【健康福祉局保険年金課】	31
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定の更新【健康福祉局医療援助課】	32
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の変更【健康福祉局医療援助課】	33
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定【健康福祉局障害企画課】	34
△	同	35
	【健康福祉局障害企画課】	
△	同	36
	【健康福祉局障害企画課】	
△	同	37
	【健康福祉局障害企画課】	
△	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新【健康福祉局障害企画課】	38
△	同	40
	【健康福祉局障害企画課】	

を次のように改める。

3 廃棄物焼却炉以外の施設に係る排出ガス処理施設の設備基準

番号	施設の種類	設備基準
1	ボイラー（液体燃料を燃焼させるもの に限り、2の項及び3の項に掲げるものを 除く。）	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。
2	ボイラー（固体燃料を燃焼させるもの に限り、3の項に掲げるものを除く。）	バグフィルター又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。
3	ボイラー（石炭を専焼させるものに限る 。）	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。
4	ディーゼルエンジン	ろ過集じん装置又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。
5	金属溶解炉のうちキューポラ	バグフィルター又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。
6	ガラス熔融炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。
7	^か 煨焼炉	電気集じん装置又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。
8	骨材乾燥炉	バグフィルター又はこれと同等以上の能力 を有する集じん装置を設置すること。

- 備考
- 1 この規制基準は、専ら非常用に用いられる施設については適用しない。
 - 2 1の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L未満の施設のうち、軽質液体燃料を専焼させるもの及びガスと軽質液体燃料を混焼させるもの並びに燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり1,000L以上の施設のうち、規格K2203に定める1号灯油（以下「1号灯油」という。）を専焼させるもの及びガスと1号灯油を混焼させるものについては適用しない。
 - 3 2の項に掲げる施設は、固体燃料を含有する液体燃料を燃焼させるものを含む。
 - 4 3の項に掲げる施設は、石炭以外の燃料を石炭に対し5重量%以下の割合で混焼させるものを含む。
 - 5 4の項に掲げる施設に係る規制基準は、1号灯油を専焼させる施設及び令和2年4月1日前に設置された施設については適用しない。
 - 6 6の項及び7の項に掲げる施設に係る規制基準は、燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり500L未満の

施設については適用しない。

- 7 重油以外の燃料の重油の量への換算は、液体燃料にあっては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するものとし、石炭にあっては 1 kg が重油 0.66 L に相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725 kJ / L とする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L / h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3 \text{ N / h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ / m}^3 \text{ N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ / L)}$$

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725 kJ / L とする。）の量に換算するものとする。

別表第8の1の備考1中「除く」の次に「。以下この表において同じ」を加え、同表の1の備考2(1)中「規格 K 2203 に定める1号灯油を専焼する」を「1号灯油を専焼させる」に、「付属する」を「付属する」に改め、同表の1の備考4(1)ア中「規格 K 2203 に定める1号灯油を専焼する」を「1号灯油を専焼させる」に改め、同表の1の備考4(1)アの表中「（燃料の重油換算燃焼能力が 4 kL / h 以上のものに限る。）」を削り、同表の1の備考6(1)を次のように改める。

- (1) 液体燃料にあっては当該燃料 1 L が重油 1 L に相当するものとし、石炭にあっては 1 kg が重油 0.66 L に相当するものとして算定する。また、気体燃料にあっては次の換算式により算定するものとし、当該換算式中の気体燃料の発熱量は、総発熱量を用い、重油の発熱量は 39,558.1725 kJ / L とする。

$$\text{重油換算燃焼能力 (L / h)} = \text{換算係数} \times \text{気体燃料の燃焼能力 (m}^3 \text{ N / h)}$$

$$\text{換算係数} = \text{気体燃料の発熱量 (kJ / m}^3 \text{ N)} \div \text{重油の発熱量 (kJ / L)}$$

なお、その他の燃料にあっては、その総発熱量に相当する重油（発熱量は、39,558.1725 kJ / L とする。）の量に換算するものとする。

別表第8の1の備考6(2)を削り、同表の1の備考6(3)を同表の1の備考6(2)とする。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。